コミュニティ・ケア (訪問介護) 重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

曜日・時間	月曜日~金曜日	午前9時	~午後6時まで
電話番号	03 - 5933 - 0556	担当者	管理者

2 コミュニティ・ケアの概要

① 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	コミュニティ・ケア
所在地	練馬区西大泉3-26-15-さかえやビル2階
介護保険指定番号	(東京都) 14福高在 1372002863
サービスを提供できる地域	練馬区・西東京市・新座市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

② 同事業所の職員体制

	Z 1 1 1/43			
	資格	職員体制	業務内容	計
管理者	管理者 介護福祉士 1名		管理業務	1名
サービス提供責任者	介護福祉士 介護福祉士実務者研修	1名以上	従事者及び 管理業務	1名以上
従事者 (訪問介護員等)	契約書第4条3項記載	3名以上 (サービス提供 責任者含む)	訪問介護	3名以上(常勤換算)

③ サービスの提供時間

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
	8時~18時	6 時~8 時	18時~22時	22時~6時
平日	0	Δ	Δ	×
土・祭日	0	Δ	×	×

※時間帯により料金が異なります。

※△については、応相談。

④ 当社の営業日、時間について

営業日	日曜日、年末年始を除く月~土曜日
営業時間(受付日・時間)	午前9時~午後6時まで
サービス提供時間	午前8時~午後6時まで

※上記以外の日、時間外の対応については応相談

3 サービス内容

① 身体介護

食事介助・排泄介助・入浴介助・清拭・手浴・足浴・体位変換・外出介助・移乗、移動介助・通院介助・起床、 就寝介助・服薬介助・自立支援の為の見守り的援助等 ② 生活援助

買物・一般的な調理・掃除・洗濯・薬の受け取り等

③ その他のサービス 介護相談等

- ④ できないサービス
 - ・居宅サービス計画、訪問介護計画に該当しないサービス
 - ・医療従事者から指示のない医療行為
 - ・本人以外の部屋の掃除や調理など、家族のための家事
 - ・ホームヘルパーが行わなくても普段の暮らしに差し支えのないもの
 - ・大掃除など、普段やらないような家事

例→庭の草むしり、ペットの散歩、洗車、本人にかかわりのない用事家事

- ※介護保険で適用できないサービスについては、ご相談下さい。
- ※当社の保険外(自費)サービスもご検討下さい。

4 利用料金

1 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本単位数表の1~3割です。 (介護保険負担割合証の通り)

※ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

イ 【訪問介護費 身体介護が中心である場合】

1	所要時間20分未満の場合	163	単位
2	所要時間20分以上30分未満の場合	244	単位
3	所要時間30分以上1時間未満の場合	387	単位

*所要時間1時間以上の場合567単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに82単位を加算した単位数

ロ 【訪問介護費 生活援助が中心である場合】

1	所要時間20分以上45分未満の場合	179	単位
2	所要時間45分以上の場合	220	単位

ハ 【訪問介護費 乗降介助の場合】

1	通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97	単位

*引き続き生活援助を行った場合の加算(20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度)

◇ 特定事業所加算 II 取得

- 特定事業所加算Ⅱ取得のため基本単位数に10%加算した単位数になっております。
- ◇ 地域加算(1級地 11.40)
- ◇ 所定単位数に対して、早朝帯(午前6時~午前8時)・夜間帯(午後6時~午後10時)は25% 増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。
- ◇ 上記の単位数設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス 計画(ケアプラン)、訪問介護計画書に定められた目安の時間を基準とします。

- ◇ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ◇ 初回加算200単位/月→初回訪問時の加算(下記算定要件を含む)
- ・ 利用者が過去2ヶ月に指定訪問介護の提供を受けていない場合。
- ・ 新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対してサービス提供責任者が自ら指定訪問介護を行う場合 合又は、訪問介護員と同行した場合。
- ◇ 緊急訪問時加算100単位/回→緊急時の加算(下記算定要件を含む)
 - ・利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連帯を図り、ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を緊急(24時間以内)に行った場合。
- ◇ 口腔連携強化加算50単位/回→以下の点を満たした場合、1月に1回に限り算定可能。
- ① 事業所の従事者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供すること。
- ② 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たり、診療報酬の歯科点数表区分番号C000 に揚げる歯科訪問診療の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯 科衛生士が、当該従事者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている こと。
- ◇ 訪問介護処遇改善加算(I)⇒算定した所定単位数に1000分の137を加算。(令和6年5月廃止)
- ◇ 訪問介護特定処遇改善加算(I)⇒算定した所定単位数に1000分の63を加算。(令和6年5月廃止)
- ◇ 介護職員等ベースアップ等支援加算⇒算定した所定単位数に1000分の24を加算。(令和6年5月廃止)
- ◇ 介護職員等処遇改善加算 I ⇒算定した所定単位数に1000分の245を加算。(令和6年6月新設)
- 提供するサービスの内容はサービス計画書、サービス利用票、提供票に準ずる。 お支払いいただく料金はサービス提供票のとおりです。

2 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、訪問介護 員が訪問に必要とする交通費の実費が必要です。通院介助、薬取り代行等に交通費が発生した場合 実費が必要です。

3 キャンセル料

サービス当日に利用者 (家族) 都合でサービスをキャンセルする場合。

連絡先	03-5933-0556
利用日の前日、午後6時までにご連絡いただいた場合	無料
利用日の前日、午後6時以降のキャンセル連絡の場合	有料 一律 ¥2,000頂きます

※キャンセル料は、原則として利用者負担となります。

※利用者の身体状況の変化、緊急時等は除く。

- 4 その他
- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご 負担になります。
- ② 料金の支払い方法

毎月、15日に前月分の請求書を発行いたしますので、27日(金融機関休業日の場合は翌営業日) までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、口座振替、口座振込の2通りからご契約の際に選べます。

※原則、口座振替でお願いします。

③ その他、目的場所への移動手段での交通費、諸費用等については、介護保険料金とは別途で請求させて頂きます。

※別途料金が発生する場合については、利用者、その家族の同意を得るものとする。

5 サービスの利用方法

1 サービスの利用開始

まずは、お電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

- 2 サービスの終了
- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合。サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書等でお申し出下さい。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書等で通知、又は、利用者、その家族に同意を得ることにより、この契約を解約することができます。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援、非該当(自立)と認定された場合。 ※この場合、条件を変更して再契約することができます。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合。
- ④ その他
- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族に対して 社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知す ることによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、又は、利用者や家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(事業者や介護職員、他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等、並びにセクシュアルハラスメント発言や行為、迷惑行為(カスタマーハラスメント)等含む)を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 第三者評価実施の有無

1 実施 無

7 秘密保持

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密 を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報は用いません。

8 身分証携行義務

1 サービス事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び、利用者又は、利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 当社の訪問介護サービスの特徴等

- 1 運営の方針
- ・ 下記の理念に基づき運営しております。

☆企業理念☆

コミュニティ・ケアは『在宅介護の三本柱』の構築を目指し、子供から高齢者まで世代を越えたふれあいと 交流を大切に、人としての尊厳を持ち、住み慣れた自宅や地域の中で安心した、その人らしい生活が送れる よう、ご利用者本意、地域密着型の活動を行い、ご利用者、ご家族、業界、地域の方、従業員から信頼され る企業を目指します。

☆基本理念☆

- 利用者のニーズを大切に、利用者の立場に立った『利用者本位』のサービスを提供する
- 地域密着を目指し、何事も誠意をもって対応し、信頼いただける地域の福祉サービスの拠点として、 地域社会に貢献する
- 質の高い専門的サービスを提供する
- 特に、在宅生活が困難な重度障害者、難病者等の生活支援にこだわりをもって支援する
- 信頼される、地域NO. 1のヘルパーステーションを常に目指す
- ハートフルケア=適正サービスの実現
- 2 サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	有り	変更を希望される方はご相談ください
従業員への研修の実施	有り	定期的に実施(新規採用時は1ヶ月以内に実施)
サービスマニュアルの作成	有り	介護サービスマニュアル
その他()		
その他()		

10 緊急時・災害時の対応

① 緊急連絡先

	176								
+++0	II 4	T 42	\±\(\dagger\)	\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-	続柄				
家族①	氏名			連絡先	TEL				
7.40			続柄						
家族②	氏名		連絡先	連絡先	TEL				
									病院・医院・クリニック
主治医	氏名			連絡先	TEL				
	T 4)-t- (/- / /	事業所				
居宅介護支援	居宅介護支援 氏名	:介護文援	文版	友 八石		連絡先	TEL		
その他	氏名			連絡先		_			
	八名	7世 八石 連邦	连附兀	TEL					

- ② 事業者は、サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変、事故等により緊急を要する事態に遭遇した場合は、家族又は、緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師又は、歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- ③ 事業者は、サービスの提供を行っている時に災害が起こった場合は、安全に避難等できるよう必要 な措置を講じます。又、災害時等に通常のサービスが行えない場合がございます。

11 その他の項目

1 権利擁護・虐待の発生又は、その再発等を防止する取り組み

- ① 事業者は、利用者等の権利擁護・虐待の発生又は、その再発等を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ② 権利擁護・虐待防止委員会を設置し、定期的(3ヶ月に1回以上)に会議を開催しその結果(権利擁護・虐待の発生又は、その再発等を防止)について、従業者に十分周知します。
- ③ 権利擁護・虐待発生又は、その再発等を防止に関する責任者を選定します。 (責任者:保谷 良子) (担当者:各事業所管理者)
- ④ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑤ 相談苦情解決体制(権利擁護・虐待発生又は、その再発等を防止)を整備します。
- ⑥ 従業者に対して権利擁護・虐待の発生又は、その再発等を防止に関する基礎的内容等の適切な知識を啓発・普及するための研修を定期的(1年に1回以上)に実施します。新規採用時には別途研修を実施します。
- ⑦ 権利擁護、虐待の発生又は、その再発等を防止のための指針の整備、研修等を定期的(1年に1回以上)に実施します。
- ⑧ 事業者は、虐待が疑われる場合には、速やかにこれを区市町村に通報を虐待防止に関する責任者が 行います。(責任者:保谷 良子)(担当者:各事業所管理者)
- ※ 指針、マニュアル等については、社内に掲示又は設置します。

2 身体拘束等の適正化について

- ① 事業者は利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- ② 緊急時やむを得ない場合に、身体拘束等を行う場合には記録をします。

- ③ 緊急時やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件をみたすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録し、2年間保存します。
- ④ 記録の項目は、身体拘束等の態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を 記入します。
- ⑤ 身体拘束等の適正化に関する担当者は次の者を置きます。 (責任者:保谷 良子) (担当者:各事業所管理者)

3 認知症の対応力向上に係る取り組み

- ① 事業者は介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点により下記の通り取り組みを行います。
- ② 従業者に対して、認知症に関する基礎的内容等の適切な知識を啓発・普及するための研修を定期的 (1年に1回以上)に実施します。
- ③ 認知症に係る外部研修等への参加を積極的に行います。
- ④ 介護サービス情報公開制度において、研修の受講状況(受講人数)等、認知症に係る事業者の取組状況について公表いたします。
- ※ 指針、マニュアル等については、社内に掲示又は設置します。

4 事故発生時の対応・事故処理・事故防止等の取り組み

- ① 事業者は、利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、区市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- ③ 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により、利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし事業者の故意又は、過失によらない場合はこの限りではありません。
- ④ 事業者は、1項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ⑤ 事業者は、リスクマネジメント(事故・緊急時)委員会を設置し、定期的(3ヶ月に1回以上)に会議を開催し、その結果(事故防止等)について、従業者に十分周知します。
- ⑥ 事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、誤嚥、無断離設、サービス提供中の事故について具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し、対策を講じます。
- ⑦ 従業者に対してリスクマネジメントに関する基礎的内容等の適切な知識を啓発・普及するための研修を定期的(1年に1回以上)に実施します。新規採用時には別途研修を実施します。
- ⑧ リスクマネジメント (事故・緊急時) に関する担当者は次の者を置きます。 (責任者:保谷 良子) (担当者:各事業所管理者)
- ※ 指針、マニュアル等については、社内に掲示又は設置します。

5 ハラスメント防止のための取り組み

- ① 事業者は利用者に対して、安定した居宅介護支援サービスを提供するため利用者の居宅、事業所内における、ハラスメント防止のための指針を定めます。
- ② 事業者は、ハラスメント委員会を設置し、定期的(3ヶ月に1回以上)に会議を開催し、その結果(ハラスメントの発生又は、その再発等を防止)について従業者に十分周知します。
- ③ 事業者は、契約時等に利用者に対してハラスメントについて説明をします。
- ④ 訪問先・利用者宅・施設内でのハラスメントとは下記の通りとなります。

◇パワーハラスメント…身体的暴力を行うこと・違法行為を強要すること・人格を著しく傷つける 発言を繰り返し行うこと等

◇セクシュアルハラスメント…利益・不利益を条件にした性的接触又は、要求をすること・性的言動により、サービス提供者に不快な念を抱かせる環境を醸成すること等

- ⑤ 従業者に対してハラスメントに関する基礎的内容等の適切な知識を啓発・普及するための研修を定期的(1年に1回以上)に実施します。新規採用時には別途研修を実施します。
- ⑥ 当事業所のハラスメント防止マニュアルについては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「(管理職・職員向け)研修のための手引き」に基づいて対応します。
- ⑦ ハラスメントに関する相談窓口担当者は次の者を置きます。 (相談窓口責任者:保谷 良子) (担当者:各事業所管理者)
- ※ 指針、マニュアル等については、社内に掲示又は設置します。

6 災害時・非常災害対策に関する取り組み

- ① 事業者は災害への対応力強化を図る観点から、災害に当たっての地域と連携した取り組みを強化し 必要な措置を講じます。
- ② 防災・感染対策・BCP委員会を設置し、定期的(3ヶ月に1回以上)に会議を開催しその結果(非常災害対策に関する取り組み等)について、従業者に十分周知します。
- ③ 従業者に対して、災害時・非常災害対策に関する取り組みにおける基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するための研修及び防災災害、避難等の訓練を定期的(1年に1回以上)に実施します。
- ④ 災害への対応においては、災害時・非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関との通報及び連携体制を整備し、それらを定期的(1年に1回以上)に従業者に周知します。
- ⑤ 災害時・非常災害への対応においては地域との連携が不可欠である。避難、救出その他必要な訓練 (シミュレーション)を行う際は、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。
- ⑥ 災害時・非常災害対策に関する責任者は次の者を置きます。 (統括責任者:北楯 利宗) (担当者:各事業所管理者)
- ※ 指針、マニュアル等については、社内に掲示又は設置します。

7 衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延等の防止のための取り組み

- ① 事業者は衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延等の防止に、必要な措置を講じます。
- ② 防災・感染対策・BCP委員会を設置し、定期的(3ヶ月に1回以上)に会議を開催しその結果(衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延等の防止)について、従業者に十分周知します。
- ③ 従業者に対して、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延等の防止における基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するための研修を定期的(1年に1回以上)に実施します。 新規採用時には別途 研修を実施します。
- ④ 当事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアを実施します。
- ⑤ 衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための指針の整備、研修及び訓練(シミュレーション)を定期的(1年に1回以上)に実施します。
- ⑥ 感染症対策に関する責任者は次の者を置きます。 (統括責任者:北楯 利宗) (担当者:各事業所管理者)
- ※ 指針、マニュアル等については、社内に掲示又は設置します。

8 業務継続計画の策定等

① 事業者は感染症や災害・非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に

従い必要な措置を講じます。

- ② 防災・感染対策・BCP委員会を設置し、定期的(3ヶ月に1回以上)に会議を開催しその結果(業務継続 計画の策定等)について従業者に十分周知します。新規採用時には別途研修を実施します。
- ③ 感染症に係る業務継続計画おいて、平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立を図れる よう指針の整備を行います。
- ④ 災害に係る業務継続計画において、平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携等に関 する計画の整備を行います。
- ⑤ 従業者に対して、感染症及び災害に係る事業継続計画の、具体的内容を職員間で共有するとともに 組織的に浸透させていくために、研修及び訓練(シミュレーション)を定期的(1年に1回以上)に実 施します。
- ⑥ 業務継続計画に関する責任者は次の者を置きます。

(統括責任者:北楯 利宗) (担当者:各事業所管理者)

※ 指針、マニュアル等については、社内に掲示又は設置します。

12 サービス内容に関する苦情

1	当社お客様サービ	、ス相談・苦情窓口	受付日・時間	間 月~金曜日 午前9時~午後6時
	担当	管理者	電話番号	03-5933-0556

② その他(相談窓口)

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

練馬区総合福祉事務所	0 3 - 3 9 9 3 - 1 1 1 1
大泉福祉事務所	03-5905-5271
石神井福祉事務所	03-5393-2814
光が丘福祉事務所	03-5997-7716
介護保険課	03-3993-1111
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	03-3993-1344
東京都介護保険制度相談窓口[介護保険制度一般の相談]	03-5320-4293
東京都介護保険審査会事務局[要介護認定結果等の不服申立]	03-5320-4597
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177

※あなたの住まいの地域包括支援センターは下記の通りです。

包括支援センター 電話番号

当社の概要 13

名称·法人種別

株式会社コミュニティ・ケア

代表者役職・氏名

代表取締役 北楯 利宗

本社所在地 · 電話番号

東京都練馬区西大泉3-26-15

TEL 0 3 - 5 9 3 3 - 0 5 5 6 FAX 0 3 - 5 9 3 3 - 0 5 5 7

訪問介護事業所 事業所所在地 · 電話番号 コミュニティ・ケア

東京都練馬区西大泉3-26-15さかえやビル2階

TEL 0 3 - 5 9 3 3 - 0 5 5 6 FAX 0 3 - 5 9 3 3 - 0 5 5 7

営業所数等

訪問介護事業所(総合事業含む) 1ヶ所 居宅介護支援事業所 1ヶ所

通所介護事業所(総合事業含む) 1ヶ所

福祉用具貸与事業所(介護予防含む) 1ヶ所 特定福祉用具販売事業所(介護予防含む)1ヶ所

住宅改修事業所

1ヶ所